

ふぐ取扱い条例が改正されます

主な改正ポイント

施行: 令和3年6月1日

- ① サバフグ(シロサバフグ及びクロサバフグ)及びヨリトフグを含む全てのふぐが条例の適用を受け、ふぐの取扱いに資格が必要になります。
そのため、事業所にこれまで資格者の設置が必要なかったサバフグ及びヨリトフグの処理に高知県知事が認めた資格者の設置が必要になります。
- ② ふぐの処理について、「ふぐ処理師」及び「ふぐ処理師の指導監督の下で他の者」が処理することが可能になります。
ただし、他の者が安全な処理を確実にできるようふぐ処理師が処理する者へ遵守事項の徹底など指導監督の義務づけを行います。
- ③ サバフグ及びヨリトフグに係る経過措置
R3.5.31までに知事が行う講習会の修了者(サバフグ等取扱者)は、R3.6.1以降もサバフグ及びヨリトフグに限り、業として当該ふぐの処理を行うことができます。
ただし、当該ふぐを適切に処理できないと知事が認めた場合は、業として当該ふぐの処理に従事できないこととなります。

サバフグ及びヨリトフグの処理に限定した資格(サバフグ等取扱者)制度について

サバフグ及びヨリトフグの取扱いについては、従来のふぐ処理師に加え、令和3年5月31日までに魚介類販売業、魚介類加工業及び飲食店営業等を行っている方を対象とした「サバフグ及びヨリトフグのみ」の処理に限定した新しい資格(サバフグ等取扱者)制度を創設します。

※令和3年6月1日以降は、改正食品衛生法の施行に伴い、認定基準に沿った運用が求められることから、当該講習会の実施は予定しておりません。

【現行】

	処理できるふぐの種類	
	サバフグ及びヨリトフグ	その他のふぐ(トラフグ等)
ふぐ処理師	○	○
ふぐ処理師以外	○	×



【改正後】

	処理できるふぐの種類	
	サバフグ及びヨリトフグ	その他のふぐ(トラフグ等)
ふぐ処理師	○	○
ふぐ処理師の指導監督の下 処理する者	○	○
<u>サバフグ等取扱者</u> (講習会修了者)	○	×
上記以外の者	×	×

サバフグ及びヨリトフグのみの処理に限定した新しい資格制度については、裏面へ



サバフグ及びヨリトフグの処理*を行っている方へ

食品衛生法の改正に伴い、**令和3年6月1日から**、サバフグ及びヨリトフグを含む全てのふぐについて、都道府県知事等が認めた資格者又はその者の立ち会いの下での処理が規定されました。

そのため、お店にこれまで資格者の設置が必要なかったサバフグ及びヨリトフグの処理に高知県知事が認めた資格者の設置が必要になります！

どうすれば令和3年6月1日以降もサバフグの取扱いができるの？



サバフグしか扱わないけど、ふぐ処理師の免許が必要？
試験を受けなければならないの？

サバフグ(シロサバフグ、クロサバフグ)及びヨリトフグのみの処理に限定した新しい資格制度を創設します！

制度の内容

<対象者等>

- 現在、サバフグ及びヨリトフグの処理を行っている①魚介販売業者 ②加工業者(例:干物、みりん干し等)③飲食店営業者が対象です。
- サバフグ(シロサバフグ、クロサバフグ)及びヨリトフグのみの処理が可能です。

<必要な手続き>(令和3年5月31日までに以下の手続きをお願いします)

- ①高知県が行う講習会(学科及び実技講習)の受講
- ②「サバフグ及びヨリトフグの有毒部位の除去等の処理を行う施設(サバフグ等取扱所)」の届出(施設に「①の講習会修了者(サバフグ等取扱者)」が従事していること)
- ③「サバフグ等営業者」として登録、施設には設置されたサバフグ等取扱者講習会修了証を掲示する。
- ④サバフグ及びヨリトフグの処理が可能になります。

①講習会の受講
(修了証の交付)
サバフグ等取扱者として認定

②サバフグ等取扱者、
サバフグ等取扱所の届出

③サバフグ等営業者として登録、
講習会修了証の掲示

④サバフグ及びヨリトフグの処理が可能

なお、「ふぐ処理師」がいるお店では、手続きは不要です！

※用語の説明

・ふぐの処理:ふぐの種類を確認し、肝臓、卵巣等の有毒部位を除去すること



(問い合わせ先)
高知県健康政策部食品・衛生課
TEL:088-823-9672
FAX:088-823-9264